

# 障害者虐待防止法における 「施設従事者等による障害者虐待」 について

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

# 本日の内容

- 1 障害者虐待防止法について
- 2 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 <主に事前対応>
- 3 虐待が疑われる事案があった場合の対応 <主に事後対応>
- 4 今年度、行政処分を行ったグループホームにおける経済的虐待について
- 5 【参考】虐待を原因とした行政処分（別の法人における実際の事例）
- 6 参考資料

# 1 障害者虐待防止法について

## ▶ 正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

## ▶ 目的（趣旨）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること。

# 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは

障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は <u>不当な差別的言動</u> その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放置 (ネグレクト)	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の利用者</u> による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※下線部は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点

# (1) 身体的虐待

## ① 暴力的行為

- 【具体的な例】
- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。
  - ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。
  - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。

## ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- 【具体的な例】
- ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
  - ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
  - ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
  - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。

### ③ 正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

- ・ 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ・ 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- ・ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## (2) 性的虐待

### ○あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- 【具体的な例】
- ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。
  - ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
  - ・わいせつな映像や写真をみせる。
  - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
  - ・更衣やトイレ等の場面ののぞいたり、映像や画像を撮影する。
  - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
  - ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

## (3) 心理的虐待

### ① 威嚇的な発言、態度

- 【具体的な例】
- ・ 怒鳴る、罵る。
  - ・ 「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
  - ・ 「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度。

### ② 侮辱的な発言、態度

- 【具体的な例】
- ・ 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
  - ・ 日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
  - ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
  - ・ 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。

### ③障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- 【具体的な例】
- ・無視する。
  - ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
  - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
  - ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
  - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

### ④障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】※ 前提：本人の意思や状態を無視した上で

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先しおむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。

### ⑤交換条件の提示

- 【具体的な例】
- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの交換条件を提示する。

## ⑥心理的に障害者を不当に孤立させる行為

- 【具体的な例】
- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
  - ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
  - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
  - ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。

## ⑦その他著しい心理的外傷を与える言動

- 【具体的な例】
- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
  - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
  - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
  - ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
  - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
  - ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。

## (4) 放棄・放任（ネグレクト）

### ①必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 【具体的な例】
- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
  - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
  - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
  - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
  - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
  - ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

### ②障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- 【具体的な例】
- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
  - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
  - ・本人の嚥下できない食事を提供する。

### ③必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

- 【具体的な例】
- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
  - ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。

### ④障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

- 【具体的な例】
- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
  - ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

### ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

## (5) 経済的虐待

○本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や賃金を管理して渡さない。      ・ 年金や預貯金を無断で使用する。
- ・ 本人の財産を無断で運用する。
- ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等

(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分をする、無断流用する、おつりを渡さない。)

- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

## 【参考】虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

①身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
②性的虐待	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
③心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
④放棄・放置 (ネグレクト)	保護責任者遺棄罪
⑤経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

## 2 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 ＜主に事前対応＞

※「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き対応」より要約抜粋

### (1) 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務（第16条）。

- ▶ 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- ▶ すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになる。

## <補足> 早期発見義務／通報義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、  
障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。 (障害者虐待防止法 第6条第2項)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(障害者虐待防止法第16条第1項)

# 名古屋市の 障害者虐待に関する通報窓口

- ▶ 各区役所福祉課・支所区民福祉課・保健センター
- ▶ 各区障害者基幹相談支援センター
- ▶ 障害者虐待相談センター ☎ 0 5 2 - 8 5 6 - 3 0 0 3

出前講座も実施中

【休日・夜間相談窓口】

電話：052-301-8359

FAX：052-308-4409



高齢者虐待・障害者虐待の防止や  
対応について、分かりやすくお伝えします。

たとえば…

○虐待防止法の理解、  
どんなことが虐待に当たるのか？

○虐待の現状について

○高齢者・障害者虐待の防止や  
早期発見のためのポイント など

対 象	原則名古屋市内の方 5名以上 (団体・当事者グループ・施設・事業所など)
費 用	講師派遣にかかる費用は無料 ※ただし会場費等は申込者負担となります
時 間	30分～90分程度 (内容については要相談)
派遣場所	市内の希望の場所 ※会場の確保・設営等は申込者が行ってください
申込方法	開催希望日の1か月前までにFAXかメールにて 「出前講座依頼書」を下記連絡先までお送りく ださい。その後センターより記載の連絡先にご 連絡いたします。 <u>※過去に出前講座を依頼したことがある施設・ 事業所については、受講内容を伝達いただくこ いった対応をお願いします。</u>

出  
前  
講  
座

高齢者・障害者への虐待について  
一緒に考えてみませんか



申込・問合せ先

名古屋市高齢者虐待相談センター  
名古屋市障害者虐待相談センター

電 話 【高齢】052-856-9001 【障害】052-856-3003

F A X 【共通】052-919-7585 メール kenri-gyakutai@juno.ocn.ne.jp

※高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センターは、名古屋市が設置し、  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が受託・運営しています。

## (2) 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法上の規定（詳細割愛）

## (3) 通報後の通報者の保護

通報方法として匿名でも可能、自分の身元が分からないように通報できる。

また個人情報を出した上で通報した場合でも、市町村からの聴取では通報者が所属団体に特定されないように配慮をもって聴取される。

## <補足> 通報後の通報者の保護等

### 障害者虐待防止法（第16条）

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。 →**本人による届け出**

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### →**守秘義務の解除**

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。 →**通報者の保護**

## (4) 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

2 虐待防止

<主に事前対応>

- ▶ 言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明することができない。
- ▶ 入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた」と言う人もいる。
- ▶ さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられる。
- ▶ 障害者福祉施設等の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要がある。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ① 運営責任者の責務

- ▶ 虐待事案があった事業所に共通したマネジメント・ガバナンス・組織運営の課題が見られる。

#### <管理者の責務>

- ・ 明確な組織としての「理念」（なぜ組織は存在するのか）、「ミッション」（何を成すべきなのか）を示し、長・中期計画（ビジョン・未来のあるべき姿）を策定し、PDCAサイクルを回し続ける組織的運営。
- ・ 現場力を高めること、人材育成。組織的計画的な人材の採用と育成、対人援助技術習得のための研修の提供（OJTを基本としたスーパーバイザーによるスーパービジョン）。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ② 運営基準の遵守

障害者総合支援法上の規定（詳細割愛）

※令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが義務化。

2 虐待防止  
＜主に事前対応＞

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ③事業所としての体制整備

- ▶ 運営基準に基づく「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等が求められる。また、同委員会を組織的に機能させるために、各事業所等で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置。
- ▶ 虐待報道の事例にある施設の検証委員会での報告書より  
「施設においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置する等、形の上では虐待防止体制を整備していた。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかった。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を採ろうとする意識が欠けていた」
- ▶ 虐待防止委員会には、虐待防止マネジャーの他利用者の家族、苦情解決の仕組みで設置されている第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせる等、形骸化しないように実効的な組織形態にする必要がある。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ④ 虐待防止委員会の役割

#### ▶ 虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修、虐待が起こりやすい職場環境の改善、ストレス要因が高い労働条件の見直し、マニュアルやチェックリストの作成等の実施計画づくり。

#### ▶ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待防止の取組の実施プロセス）

委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検。サービス管理責任者は、個別支援計画の作成過程で確認された課題等の現場で抱えている課題を委員会に伝達。

委員会では、この現況にどう対策を講じるか具体的に検討し、経営計画、研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネジャーを中心として各部署で具体的に取り組む。

#### ▶ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

行政の事実確認を踏まえて施設としても検証の上、再発防止策を検討し、実行。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ⑤ 全ての職員への周知徹底-1

- ▶ そういった体制が現場職員の全員に周知され共有されていることが望まれる。職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことが重要。
- ▶ そのため、虐待を許さないための「行動指針」、「マニュアル」、「権利侵害防止の掲示物」の作成、掲示等により職員に周知徹底を図る必要がある。
- ▶ それが、文章や言葉だけとなり形骸化しては意味がない。支援の現場の実情と乖離しない努力が求められる。

職員の心理としては、虐待の場面に遭遇して、思ってもみなかった出来事に動揺したり抱え込んだりする可能性も予測される。また仲間を裏切るかもしれないという感覚や、過去に類似の事例が見過ごされていたならば、どうして今回から通報にあたるのかと躊躇する可能性もある。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ⑤ 全ての職員への周知徹底-2

- ▶ そのためには、職員が具体的で正しいイメージを持つことが重要。
- ▶ 虐待が疑われる事案が発生したとき組織として責任者はどのような姿勢をとるのか、通報をした後にどのような対応がとられていくのか、その意味と流れの情報提供が適切に行われ、見通しがもてることで躊躇することがなくなる土壌ができていきます。
- ▶ 現場の職員においては虐待の疑いを発見した際にどのような対応の手順をとるべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこからの対応の手順を、日頃から事案発生に至るよりも事前に明らかにしておくことが虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐことになる。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ⑥ 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守る。

- ▶ 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ▶ 疑いを発見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできる。
- ▶ 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべき。

## (5) 虐待を防止するための体制について

### ⑦ 通報手順の参考例

組織として速やかな対応と未然防止に努める。

- ▶ 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われるときには、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行う。
- ▶ 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知する。
- ▶ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法に基づく通報を行い、市町村・都道府県からの立入調査に協力する。
- ▶ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行う。
- ▶ 何よりも権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に努める。

## (6) 人権意識、知識や技術向上のための研修

- ▶ 虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こり得る構造的な要因があると指摘されている。
- ▶ まず、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」（別冊）を使って、法人の全職員が職場単位等で必ず読み合わせによる学習を行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得る。  
20分程度で読み合わせをすることができるので、必ず行うようにする。

※障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応（別冊）

→本資料最終ページで紹介しています。

## (6) 人権意識、知識や技術向上のための研修

- ▶ 次に、人権意識、専門知識、支援技術の向上のため人材育成の研修を計画的に実施。

### ①考えられる研修の種類

- ・ 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ・ 職員のメンタルヘルスのための研修
- ・ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- ・ 事例検討
- ・ 利用者や家族等を対象にした研修

### ②研修を実施する上での留意点

- ・ 職員一人ひとりの研修ニーズ、業務の遂行状況を確認しながら研修計画を作成。
- ・ 職場内研修（O J T）と職場外研修（O f f J T）を適切に組み合わせる。
- ・ 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行う。

## (7) 虐待を防止するための取組について

### ① 日常的な支援場面等の把握

- ・ 管理者による現場の把握
- ・ 性的虐待防止の取組
- ・ 経済的虐待防止の取組

### ② 風通しのよい職場づくり

### ③ 虐待防止のための具体的な環境整備

- ・ 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とP D C Aサイクルの活用
- ・ 苦情解決制度の利用
- ・ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ・ ボランティアや実習生の受入と地域との交流
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

# 3 虐待が疑われる事案があった場合の対応

## <主に事後対応>

※「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き対応」より要約抜粋

### (1) 虐待が疑われる事案があった場合の対応

- ▶ 障害者福祉施設等で利用者への虐待が疑われる事案があった場合は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報する。
- ▶ この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。

## (2) 通報者の保護

- ▶ 通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護される。
  - ① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第16条第3項）。
  - ② 通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。（虚偽及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない過失による場合は除く。）
- ▶ したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解される。
- ▶ また、公益通報者保護法においても、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

### (3) 市町村・都道府県による事実確認への協力

- ▶ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法や社会福祉法等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなる。
- ▶ そのため、調査に当たっては、聞き取りを受ける障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となるため、適切な場所を提供する。  
また、勤務表や個別支援計画、介護記録等の提出等が求められるため、これらに最大限協力する。

## (4) 虐待を受けた障害者や家族への対応

- ▶ 虐待事案への対応に当たっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にする。  
虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更すること等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努める。
- ▶ また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者、家族に対して施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行う。  
虐待事案の内容によっては、法人役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必要がある。

## (5) 原因の分析と再発の防止

- ▶ 厚生労働省の調査では、虐待の発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多い。  
また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」も原因として挙げられている。
- ▶ 虐待を行った職員に対しては、虐待を起こした背景について聞き取り、原因を分析する。また小さな不適切な対応がエスカレートするケースもあるため、経過の把握も必要。  
虐待を見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合は職員相互の指摘ができない力関係が職員間にあることや、行動障害等への対応知識・技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も考えられる。
- ▶ これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者が参加する検証委員会を立ち上げることも考えられる。

## (6) 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割

- ▶ 虐待が起きた際は、虐待を受けた利用者の安全確保が最優先し、利用者が安心できる環境をつくり、虐待を受けた障害者や家族に誠意ある対応を行う。
- ▶ その上で、その原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返る。  
サービス管理責任者等は、「個別支援計画」と「記録」をもとに事実の記録をつくる。本人にどのような対応が適切であるのか、本人の意思及び人格を尊重して、家族、担当職員等と事実を共有、分析して個別支援計画をつくる。その際、相談支援専門員による「サービス等利用計画」と連動させ、行政職員による改善指導や有識者による指導、助言を受けることで虐待の再発を防ぎ、より良質な支援の提供を行うことを目指す。

## (7) 虐待した職員や役職者への処分等

- ▶ 事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要がある。  
刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合がある。
- ▶ さらに、法人として責任の所在に応じた処分を行うことになる。  
処分は、労働関連法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行う。  
また、処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められる。

## 4 今年度、行政処分を行ったグループホームにおける経済的虐待

行政処分の原因となる事実（経済的虐待部分のみ）

障害者総合支援法第10条第1項に基づく実地調査及び障害者虐待防止法第11条第1項に基づく立入調査において、

食材料費を過大徴収していたという事実が認められ、

これによって障害者から不当に財産や金銭を使用した等の経済的虐待があったと判断されていることから、

障害者虐待防止法第2条第7項第5号に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」に該当し、

障害者総合支援法第42条第3項における人格尊重義務に違反した。（障害者総合支援法第50条第1項第3号に該当）

⇒調査の方法

⇒事実の確認

⇒虐待の判断

⇒処分の理由

※令和 6年6月26日名古屋市報道発表資料より抜粋

## 補足

開設当初から問題が発覚するまで、食材料費を徴収する際、月額徴収を行い、実費精算をしていなかった。

→「実費徴収すべき食材料費において、実際にかかった金額を上回った徴収」という事実を確認。

→障害者虐待防止法（第2条第7項第5号）における経済的虐待があったと判断。

### 障害者虐待防止法第2条

第7項 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一号 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二号 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三号 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四号 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五号 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

# 今年度、行政処分を行ったグループホームにおける食材料費の過大徴収の状況

## 食材料費の過大徴収額一覧

指定権者名	過大徴収額(円)	過大徴収が あった事業所数
愛知県	100,620,848	13
名古屋市	71,680,862	5
豊橋市	9,381,583	2
岡崎市	24,272,439	3
一宮市	1,387,153	1
豊田市	10,649,058	2
合計	217,991,943	26

※令和6年2月2日愛知県報道発表資料より抜粋

# 経済的虐待の判断にあたってのポイント

## ▶ポイント①（施設従事者等による障害者虐待類型）

「経済的虐待【具体的な例】」

- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（おつりを渡さない。）等

## ▶ポイント②（障害者虐待の判断にあたってのポイント）

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

【出典】ポイント①②「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」

## ▶ポイント③（その他）

「非を認めたため、注意喚起に止まった。」

「借用書を交わしており、返済を継続できている」

→これらのほとんどは、虐待（あるいは不適切な関わり）と判断するとともに、改善に向けた指導等が行われるべきものです。

～中略～。

虐待（不適切な関わりを含む）は、あくまでも事実であったかということが問題であり、その背景や諸事情を併せて判断されるべきものではありません。

また、利用者や対象者を中心に考えていくべきものです。

【出典】ポイント③「障害者虐待防止－自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集」

## 5 【参考】虐待を原因とした行政処分 (別の法人における実際の事例)

### (1) 処分の対象となる事業所

共同生活援助

### (2) 処分の内容

指定の一部の効力停止

※効力停止の期間中の新規利用者の受け入れを停止

※令和 6年1月26日名古屋市報道発表資料より抜粋

### (3) 処分の原因となる事実

#### ① 人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第2号）

- ・ 利用者の状態や身体状況等から、医療が必要な状況であったにも関わらず、医療機関への受診に関する支援を行わなかった。
- ・ 同利用者について、身体及び精神の状況に応じて排せつ等に関する援助を適切に行うべきところ、本人から言わない限り最大4～5日程度着替えに関する支援を行わなかった。

上記2点は、障害者虐待防止法第2条第7項第4号による「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（放置・放棄）」に該当する。

#### ② 関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

障害者に対する虐待行為等に関する認識の欠如が関係者に認められ、障害者虐待防止法第16条により義務付けられている自治体に対する通報等が行われていなかった。

※令和 6年1月26日名古屋市報道発表資料より抜粋

## 6 参考資料

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）

令和6年7月に改訂されています

職場内虐待防止研修用冊子「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

20分程度で終わりますので、まだ研修等にご利用されていない場合は是非ご活用ください

資料のダウンロード場所（厚生労働省ウェブサイト内）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

※検索エンジンで探す場合（下記は一例です）

- ①検索エンジンで【障害者虐待 厚生労働省】で検索
- ②検索結果から「障害者虐待防止法-厚生労働省」をクリック
- ③開いたページの中ほどにある「通知・Q&A・手引き・関連資料等」をクリック
- ④開いたページの中ほどにある「障害者虐待の防止と対応の手引き」に該当ファイルがあります